

労基法と歯科医院の就業規則

■労働・雇用環境に関する最近の動き

1. 職場モラルの転換

「仕事は仕事、家庭は家庭」という考え方が古いモラルだとすれば、新しいモラルは「家庭サービスは職場の責務」という考え方が基本となるようです。そのような考え方が具現化された制度として「育児・介護休業法」と「男女雇用機会均等法」があります。

少子高齢化という時代の流れの中で、社会が女性労働力に大きく依存していく方向性が見えて来ます。また、社会的背景とは別に女性本来の感性の豊かさが重要視される時代になったという点も挙げられます。

かつては肉体的なパワーを持った男性の時代がありました。古来から続いた戦争の時代です。青年・壮年の男性中心の社会でした。産業革命以降機械文明の発達と共に体力よりも知識や知力が重要になり、経験豊富な中高年層にまで活躍の領域が拡大しました。

サービス業の時代となった現代は、女性に働く場が広がり、更に経験経済と呼ばれる時代の到来により、女性の豊かな感性が大変重要な意味合いを持つようになりました。

歯科医療の現場は元来女性の労働力に大きく依存して来ましたが、他の領域における女性労働力の需要が高まることはある意味で歯科医院にとっては脅威となるはずです。

これまでスタッフを使い捨て的に使用してきた歯科医院はスタッフがなくなり歯科医院を運営できなくなるかもしれ

☆拘束時間の上限はない。
休憩時間の上限がないから。

☆一般的には1週40時間

☆雇用条件で7時間労働となっている場合に9時間働いた時は8時間を越える1時間分が時間外労働。7時間を越えて8時間以内の分は法内超勤として割増しに
なくてもよい。